

子どもの権利条約における親の「第一義的責任」 —解釈と訳語をめぐる問題—

丸山 啓史

Parents' Primary Responsibilities Under the Convention on the Rights of the Child:
Focusing on interpretation and translation

Keishi MARUYAMA

Accepted October 7, 2020

抄録：近年の日本の政策においては親の「第一義的責任」が強調されていることをふまえ、子どもの権利条約における親の「第一義的責任」の解釈と訳語について検討した。「第一義的責任」の解釈に関しては、子どもの権利条約における親の「第一義的責任」の規定は、国等による干渉・介入を排除するためのものとして理解されてきたことを確認した。「第一義的責任」という訳語に関しては、もともとは「第一次的責任」という訳語が用いられていたこと、「第一義的責任」は「第一次的責任」よりも親の責任を強調する可能性が高いこと、「第一義的責任」という語は親の責任を強調する文脈のなかで用いられた経過があることを示した。

索引語：子どもの権利条約，親，第一義的責任

Abstract: The “primary responsibility” of parents is emphasized in recent Japanese policy. This study examines the interpretation and translation of parents’ “primary responsibility” under the Convention on the Rights of the Child. It was confirmed that the provisions of parents’ “primary responsibility” specified in the Convention on the Rights of the Child have been understood as an effort to eliminate interference and intervention by the state. With regard to the translation of “primary responsibility”, “*daiichijiteki sekinin*” was initially used, whereas “*daiichigiteki sekinin*” was more likely to emphasize the responsibility of parents, and thus was used in the context of emphasizing the responsibility of parents.

Key Words: Convention on the Rights of the Child, parents, primary responsibility

1. はじめに

2000年代以降、子どもに関わる法律の制定・改正のなかで、親¹⁾の「第一義的責任」の規定が進められてきた。2003年には、次世代育成支援対策推進法と少子化社会対策基本法が成立し、「基本理念」に関する条文において親の「第一義的責任」が規定された。そして、2006年には、教育基本法が改正され、新設された第10条において「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とされた。その後、2007年の改正児童虐待防止法、2012年の改正児童手当法と子ども・子育て支援法、2013年のいじめ防止対策推進法においても、親の「第一義的責任」が定められている。そして、2016年の児童福祉法改正においては、第2条に「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」という規定が加えられた。さらに、2016年に公表された自由民主党の家庭教育支援法案も、親の「第一義的責任」についての規定を含んでいる。

こうした動向に対しては、少なくない批判がなされてきた。たとえば、佐藤（2006）は、教育基本法改正案第10条について、「保護者の家庭責任の強調と国家による義務づけという論理」（p.59）がみられることを批判的に指摘している。また、石原（2017）は、児童福祉法改正について、「親や保護者の養育・監護・教育の責任を強調しようとする政治的な要求」（p.52）が背景にあることを問題にしている。そして、増山（2018）は、「国内法に規定された一連の『親の第一義的責任』論」が「経済的援助にたいする国の責任を回避し、子どもの養育を親の自己責任に転嫁するための根拠」として利用されることを問題視している（p.106）。

一方で、日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」（以下、権利条約）の日本政府訳をみると、次のような条項がある。

（第18条1項）

締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。（下線は筆者）

そして、子どもに関わる法律に親の「第一義的責任」が明記されるようになっている理由の一つには、権利条約第18条があると考えられている（石原2017）。権利条約における親の「第一義的責任」の規定は、日本の法律における親の「第一義的責任」の規定の根拠とされているのである。

しかし、本稿で後述するように、日本の政策における親の「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」との関係については、両者の置かれている文脈が異なることを指摘する論者が少なくない。その一人である増山（2018）は、児童福祉法改正について、「『親の第一義的責任』の恣意的な位置づけではないかとの懸念があります」（p.106）と述べている。また、垣内（2018）も、児童福祉法改正について、権利条約第18条の「『第一義的責任』が、恣意的に用いられた」（p.143）と述べている。

このような状況を見ると、日本の政策における親の「第一義的責任」をめぐる動向を考えるうえでも、権利条約における親の「第一義的責任」に改めて着目することが求められるといえよう。

本稿では、まず、日本の政策における親の「第一義的責任」との関係において権利条約における親

の「第一義的責任」に言及している近年の言説をみることで、権利条約における親の「第一義的責任」に関して検討されるべき論点を確認する。そのうえで、第一に、権利条約における親の「第一義的責任」の解釈をめぐる問題を検討する。また、第二に、「第一義的責任」という訳語をめぐる問題を検討する。そして、最後に、それらの検討から得られる示唆をまとめる。

2. 検討されるべき論点

近年においては、家庭教育支援法案や児童福祉法改正などをめぐる議論のなかで、子どもの権利条約における親の「第一義的責任」への言及がなされてきた。

二宮（2017）は、家庭教育支援法案が「教育」について親の「第一義的責任」を定めようとしていることを問題にしており、権利条約第18条は「養育及び発達」についての親の「第一義的責任」を定めたものであると論じている。そして、権利条約における親の「第一義的責任」の性格に関しては、「条約によれば、父母などが自己の責任でこれらを担い、担えない場合に国が援助するもの」（p.49）と述べている。

それに対して、打越（2018）は、同じように家庭教育支援法案に批判的な議論を展開しながらも、権利条約における親の「第一義的責任」の性格については、「条約は締約国に、親ら保護者に『養育責任』を課すことではなく、国家に親が『養育責任』を果たせるようにする責任、あるいは親が責任を果たせないときには子どもを保護する責任を規定しているのです」（p.65）と説明している。

また、木村（2017）も、家庭教育支援法案を批判するなかで、「第18条全体が、保護者が子どもの最善の利益を実現するために締約国が果たさねばならない責務について多くを述べている」と指摘しながら、「同じ『第一義的責任』という言葉が用いられていても、その文脈は、家庭教育支援法案の場合と大きく異なる」と述べている（p.30）。

そして、望月（2018）は、家庭教育支援法案などを論じるなかで、「子どもの権利条約第18条第1項で規定されている親の『第一義的責任』は、第2項で規定されている『国の援助義務』すなわち子育て支援制度の整備拡充やそのための財政措置とセットで考えなければなりません」と述べ、「親の責任のみを強調し、その一方で親の子育ての考え方に国が介入しようとする動向」を問題視している（p.109）。

児童福祉法改正に関する議論をみても、増山（2018）は、「条約第18条2項に明記されている親が子どもの養育責任をはたすための国の援助責任が強調されていないこと」（p.106）を、改正児童福祉法の問題点として指摘している。

また、垣内（2018）も、児童福祉法改正について論じるなかで、権利条約については「徹頭徹尾、子どもの権利保障のための条約であって、たんに家庭に子育ての『第一義的責任』があることを強制した条約ではないことに注意する必要がある」と述べ、「条約締約国が義務を果たすこと」を権利条約が求めていることに言及している（p.144）。

そして、子ども・子育て支援法に関して、松浦（2013）は、「子どもの権利条約（第18条）に定められているように、保護者の第一義的責任は『父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助』があつてはじめて果たし得るものであり、保護者のみがすべての責任を負うことを意味しない」と述べ、「一般的に、家庭・保護者の『第一義的な責任』

という文言は、その責任を強調するために用いられる」という状況を批判している（p.22）。

また、改正教育基本法に関して、井上（2018）は、「子どもの権利条約にも保護者の『第一義的責任』の語が登場する（第 18 条）ものの、だからこそその責任を遂行するための適切な援助を権利として国に求めるとされているのに対して、改定教基法では保護者の権利については何も触れられず、保護者として育てるべき子ども像を一方的に課している」として、「国民のために国家が守るべき法律であるはずの教基法の条項の冒頭で、保護者の『第一義的責任』が強調されるのは、国側の責任放棄である」と批判している（p.39）。

一方で、鶴田（2018）は、家庭教育支援法案について論じるなかで、権利条約に加えて世界人権宣言や国際人権規約を参照しながら、「世界の諸文書は、国家の、そして通俗的に言われる家庭教育の内容を子どもに指導する責任が第一義的に保護者にあるという意味ではなく、保護者にはどのような教育が自分の子どもにとっていいかを選択する自由と選択する優先的権利を有するという意味であることを示す」（p.50）と指摘している。

以上のような言説からうかがえることは、第一に、日本の政策における親の「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」との関係については、親を援助する国の役割の位置づけの差異を指摘する言説が目立つものの、両者の差異の説明のされ方は必ずしも一様ではないということである。権利条約における親の「第一義的責任」の解釈を改めて確認し、日本の政策における親の「第一義的責任」との関係を整理する必要がある。

また、第二に、「子どもの権利条約も親の『第一義的責任』を規定している」という認識については疑問が呈されていないことがうかがえる。もちろん、既にみたように、権利条約第 18 条の政府訳には「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」とあり、その事実には疑いの余地がない。しかし、「第一義的な責任」という訳語が適切なものであるかどうか、「子どもの権利条約も親の『第一義的責任』を規定している」と認識することが妥当であるかどうかは、必ずしも自明ではない。それにも関わらず、「子どもの権利条約も親の『第一義的責任』を規定している」ということが議論の前提になるならば、訳語の妥当性は不問にされてしまう。

そうした問題意識から、本稿では、以下において、第一に、権利条約における親の「第一義的責任」の解釈を振り返り、日本の政策における親の「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」との関係について、近年の言説において十分に言及されていない点があることを示す。そして、第二に、「第一義的責任」という訳語をめぐる経過を概観し、権利条約第 18 条の日本語訳において「第一義的責任」という訳語が用いられることの妥当性を検討する。

3. 解釈をめぐる問題

（1）親の「第一義的責任」に関する国の責務

上述のように、二宮（2017）は、権利条約第 18 条における「第一義的責任」に関して、「父母などが自己の責任でこれらを担い、担えない場合に国が援助するもの」（p.49）と説明している。しかし、このような説明は、権利条約第 18 条の解釈として必ずしも一般的なものではない。むしろ、そうした説明にみられる考え方を否定したものとして、権利条約第 18 条は説明されてきた。その際に着目されるのは、次のような権利条約第 18 条 2 項である。

(第 18 条 2 項)

締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

許斐（1991b）は、第 18 条 2 項の重要性に言及しながら、「親がその責任を果たさないときにだけ国の責任が生じるのではなく、親が養育責任を遂行できるように国は援助すべきである」というのが第 18 条の趣旨であるとしている（p.195）。また、許斐（1991a）は、「これまで日本では、子どもを養育する責任は基本的にはすべて親や家族にあるのであって、国は親や家族がその役割を十分に果たすことができないときにだけ親や家族に代わって子どもの保護にあたるという考え方が、非常に強かったように思われる」と述べたうえで、「これに対して、子どもの権利条約は、子どもの最善の利益を第一次的に考慮するという観点から、親の養育責任とそれとともなう親の権利を重視するとともに、親がその責任を果たすことができるように積極的に援助を与える義務を国に課している」と説明している（p.166）。

そして、荒牧ら（1990）は、権利条約第 18 条について、「本条は、親の第一次的養育責任と親がその養育責任を遂行できるように援助を与えるべき国の義務について明らかにしたきわめて重要な条文です」（p.97）と指摘したうえで、「親がこの養育責任を果たせるように国は積極的な援助を与え、条件整備をしなければならないと規定した点が、本条のポイントです。一方的に親に養育責任をおしつけるだけでは子どもの権利は保障できませんし、それでは本条約の基本理念に反することになります。国が親の養育責任を積極的に援助するということが大切なのです」（p.98）と述べている。

こうした理解は、本稿で既にみたように、権利条約における親の「第一義的責任」に言及している近年の言説の多くに共有されている。そして、日本の政策と権利条約とでは、親を援助する国の役割の位置づけが異なることが、少なくない論者によって指摘されている。日本の政策における親の「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」との関係を考えるうえで、これらの指摘は重要であろう。

しかし、親の「第一義的責任」に関する国の義務に着目する言説においては、「第一義的責任」そのものが意味するところが日本の政策と権利条約とで同じであるのかどうか、必ずしも明確ではない。

日本の政策における親の「第一義的責任」は、その意味するところが法律において明示されているわけではないが²⁾、家庭の役割を重視し、親の責任を強調するものだといえる（垣内 2018, 広井 2019, など）。2000 年にまとめられた教育改革国民会議報告では、「教育を変える 17 の提案」の筆頭に「教育の原点は家庭であることを自覚する」が掲げられたが、そのような家庭の役割の重視が、日本の政策における親の「第一義的責任」の背景にあると考えられる。教育基本法改正をめぐる議論のなかでも、後藤・西川・萩生田（2006）においては、『親は人生最初の教師』とか『子供を教育する第一義的責任を有する』などと、親の責任を強調している」ものとして教育基本法改正促進委員会・起草委員会による「新教育基本法案」が説明されているのである（p.97）。

それでは、権利条約は、日本の政策と同じような意味で親の「第一義的責任」を確認したうえで、その「第一義的責任」に関する国の義務を定めているのだろうか。それとも、「第一義的責任」そのものが意味するところが、日本の政策と権利条約とで異なるのだろうか。日本の政策における親の「第

「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」との関係を考えるうえで、これは重要な論点である。

(2) 干渉・介入の排除

親の「第一義的責任」に関する国の義務への着目は、権利条約第18条2項と強く結びつくものであり、第18条1項の「第一義的責任」そのものが意味するところに強い関心を向けるものではない。しかし、国連における権利条約の採択から日本の批准に至るまでの頃の議論をみると、「第一義的責任」そのものが意味するところに着目するものが少なくない。

たとえば、荒牧ら（1990）は、権利条約第18条の「第一次的責任」³⁾についての説明のなかで、「国や第三者がこの『責任』を脅かしたり、干渉したりすることは許されないという趣旨も含まれていると考えられます」（p.98）と述べている。

また、藪本（1990）も、権利条約第18条について、「子どもの養育および発達については、親が他者（例えば国・社会や親以外の私人）の干渉・介入を排除して養育する責任（第一次的養育責任）を有することを明らかにしている」と説明したうえで、「言い換えれば、子どもの養育および発達についての他者の干渉・介入は、原則として禁じられるということである」と述べている（p.117）。ここでは、親の「第一義的責任」は、単に親の責任を確認するだけのものとしてはとらえられておらず、親の権利にも関係するものとしてとらえられているといえよう。

同じように、許斐（1991a）は、「子どもの権利条約の親・家族条項の特徴」について、「親の『第一次的責任』（the primary responsibility）とは、子どもの最善の利益を指導理念とする『子どもの養育および発達に対する第一次的責任』であって、子どもの養育に対しては国や他者の介入や干渉を受けないという趣旨なのである」と述べている（p.166）。また、許斐（1991b）は、権利条約第18条1項に関して、「子どもの養育（upbringing）と発達（development）については親がさしあたりまず最初（primary）に責任をもつ主体であるという趣旨であって、その親の責任とそれにとまなう親の権利に対しては、国も第三者も介入したり、干渉したりすることは原則として許されないという意味を含んでいる」と説明している（p.193）。

そして、石川（1995）は、権利条約第18条について、「第1項が親の第一次的責任を規定したのは、国の過剰介入から親を保護することを目的としたものであると考えられる（ある代表はそうに説明している）。したがって、第1項は親の養育権を保障したものである」と説明したうえで、「児童の権利条約に描かれた子と親と国との関係」に関して、「親が子の養育と発達に第一次的責任を負い（換言すれば親は子に対する権利を有し）、国はこれを援助する」と述べている（pp.130-131）。また、中村（1995）も、権利条約第18条について、親の「第一義的責任」を規定した文は条約の審議過程で「国の過剰な介入から親を保護することを目的としたものである」（p.260）と説明されていたことに言及しながら、「この条項は、国の過剰介入を防止する意味合いをもつ」（p.263）と説明したうえで、「親はその第一義的責任を全うするため国からの不当な干渉を排除できるとともに国に対し援助を求めることもできる」（p.263）と述べている。

つまり、これらの議論においては、国等による干渉・介入を排除するための規定として、親の「第一義的責任」の規定が理解されているのである。この観点は、鶴田（2018）にみられるものの、権利条約における親の「第一義的責任」をめぐる近年の言説においては概して弱い傾向にあるものといえよう。

しかし、日本の政策における親の「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」との関係を考えるうえで、権利条約第18条1項に親の「第一義的責任」が記されている趣旨に目を向けることは重要である。親の「第一義的責任」に関する国の義務の位置づけばかりに関心が集まると、「第一義的責任」そのものが意味するところについては日本の政策と権利条約との間で大きな差異がないかのように受けとめられかねない。国等による干渉・介入の排除という趣旨が確認されなければ、親の責任を取り立てて確認したもの、親が果たすべき責任を強調したものとして、権利条約における親の「第一義的責任」が理解されてしまうかもしれないのである。

4. 訳語をめぐる問題

(1) 「第一次的責任」から「第一義的責任」へ

権利条約第18条の日本政府訳にみられる「第一義的責任」という訳語については、英語正文の「the primary responsibility」が「第一義的責任」と訳された経過をみておくことが必要であろう。

このことに関わって、増山（1991）は、「政府の公定訳はまだ出ていませんが、私たちは今、次の五つの日本語訳を手にすることができます」（p.37）として、5種類の日本語訳を挙げている。それらの日本語訳について、権利条約第18条の「have the primary responsibility for the upbringing and development of the child」の訳され方をみると、国際教育法研究会訳⁴⁾および名古屋大学教育法研究会訳⁵⁾では「子どもの養育および発達に対する第一次的責任を有する」と訳されている。そして、全国社会福祉協議会・国際社会福祉協議会日本国委員会訳⁶⁾では「児童の養育及び発達に対する第一次的責任を有する」とされ、田畑ら（1990）による訳では「児童の育成及び発育に対する第一次的責任を有する」とされている。また、ユニセフ駐日代表事務所訳⁷⁾は、「児童のケア及び発達について、第一次的な責任を有する」と訳されている。

つまり、これらの日本語訳において、「the upbringing and development of the child」の訳が一様ではない一方で、「the primary responsibility」は一貫して「第一次的（な）責任」と訳されており、第18条の「the primary responsibility」が「第一義的責任」と訳されている例はない。

それにも関わらず、どうして政府訳では「the primary responsibility」が「第一義的責任」と訳されたのであろうか。このことについて、本稿で詳細な検討をすることはできない。しかし、政府訳に先行して発表されていた複数の日本語訳において「第一次的（な）責任」と訳されていた部分が「第一義的責任」と訳されているのであるから、「第一次的責任」ではなく「第一義的責任」という訳語が意図的に選ばれた可能性を指摘することはできる。

さらに言えば、荒牧（1992）が批判的に指摘しているように、政府訳では第3条の「the best interests of the child shall be a primary consideration」が「児童の最善の利益が主として考慮される」と訳されており、そこでは「primary」が「主として」と訳されている。そして、一方では、第18条と第27条の「the primary responsibility」が「第一義的責任」と訳されているのである⁸⁾。同じ「primary」という語が2通りに訳されているのであるから、そうした政府訳の背景には何かしらの意図があった可能性がある。

(2) 「第一次的責任」と「第一義的責任」の差異

ここで問題になるのは、「第一次的責任」と「第一義的責任」の差異である。子どもの養育責任について論じている古川（1969）や許斐（2001）は、「第一次的（責任）」と「第一義的（責任）」をことさらに区別していないようにみえる。しかし、「第一次的責任」と「第一義的責任」とでは、語が異なるのであるから、その語から人が想起するものは同じではない可能性が高い。

「第一次的責任」という語は、「第二次的責任」をもつ主体の存在を意識させるものであり、「親の第一次的責任」という場合、責任の全部が完全に親にあるわけではないことを含意すると考えられる。一方で、「第一義的責任」という語は、そうした含意が弱いのではないだろうか。

『大辞林』（第3版、三省堂、2006年）をみると、「第一義的」は、「まず第一に考えられなければならないさま。根本的」と説明されている。そして、『日本国語大辞典』（第2版、小学館、2001年）では「物事の根本に関していて重要であるさま」とされ、『日本語大辞典』（第2版、講談社、1995年）では「根本的。基本的」とされている。また、『広辞苑』（第7版、岩波書店、2018年）では、「第一義的」という見出し語はないものの、「第一義」は「最も大事な根本の意義。また、本質的で最上の価値があること」と説明されている。

さらに、『日本国語大辞典』と『日本語大辞典』においては、「一義的」という語の語釈のなかに、「第一義的」という説明がみられる。「第一義的」は、「一義的」に近い意味で理解されることのある語であると考えることができよう。そして、「一義的」の語釈をみると、『広辞苑』では「①一つの意義しかないさま。②第一義であること。最も重要な意味であること」という説明がされており、『大辞林』では、「意味が一種類だけであるさま。一つの意味にしか解釈できないさま。一意的」という説明がされている。また、『日本国語大辞典』では「①意味が一種類であるさま。ただ一つで、他に解釈の余地を残さないさま。②最も重要な根本的な意義であるさま。第一義的」と説明されており、『日本語大辞典』では「①一つの意義しかないさま。②もっとも根本的で、重要なさま。第一義的」と説明されている。

つまり、「第一義的」という語は、「根本的」という意味をもつものであって、場合によっては「ただ一つで、他にはない」という意味を帯びかねない語であるといえよう。そうだとすれば、「the primary responsibility」の訳語として「第一次的責任」を用いるか「第一義的責任」を用いるかは、単なる用語の相違として軽視されるべき問題ではない。「親の第一義的責任」は、「親の第一次的責任」に比べて、より強固で大きな責任が親にあることを人びとに意識させる可能性が高いのである。

(3) 親の責任の強調と「第一義的責任」

実際に、日本の児童福祉法の解釈をめぐっては、親の責任を強調する文脈において「第一義的責任」という語が用いられてきた。

1950年代初頭に厚生省児童局長であった高田（1951）は、児童福祉法第2条で「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされていることについて、『保護者とともに』というの、児童の福祉をはかる第一義的責任は保護者にあることを意味する（p.26）と解説している。また、『保護者とともに』というの、第一義的責任者である保護者が児童を心身ともに健やかに育成することに無関心であったり、失敗したときに、まず第一に、保護者にたいして指導と助言または援助をあたえて、保護者がみずからその責任を十分果すよう保護者に働きかけることを意味し、第二に、こうした活動だけではその目的が達せられないときは、児童

を保護者からひきはなし、国、地方公共団体が保護者に代って児童の保護にあたることを意味する」(p.27, 傍点は原著者)と述べている。

こうした説明を、古川(1969)は、「児童の養育は『第一義的』には保護者の責任とされ、保護者がその責任を全うしえないときに、第二義的に、国が児童の養育に責任を負うわけである」(p.7)と整理している。そのうえで、その説明にみられる考え方について、それが高田(1951)だけのものではないことを示し、「一般的にいつて広く受容されているものである」(p.8)と述べている。そして、「こんにちの児童福祉の政策や制度は、たしかに国と親とが児童養育の責任を共有し分担するところに展開するのであるが、その内容は、第一義的には、親に児童養育の責任が果^{ママ}せられ、第二義的ないし補充的に国が児童養育の責任を負うということ」(p.8)になっていることを問題にしている。

一方で、許斐(2001)は、国が親の責任遂行を援助するという考え方がみられることに着目して高田(1951)の説明をとらえており、その説明をとりわけ否定的なものとはみていない。しかし、厚生省による児童福祉法第2条の解釈が、「①親・保護者に第1次的養育責任があるのだから、親がすべて責任を負うべきである(したがって、原則的には親に対する援助はしない)、②親の養育が不可能、困難あるいは明らかに不適切であるときに限り、国・地方公共団体が親から子どもを引き離し、親に代わって保護する、という二元的な考え方」(p.88, 傍点は原著者)に変化していったことを指摘しながら、高田の説明については、「ここでの『保護者とともに』の解釈に、後の二元的解釈につながるような素地が見られる」(p.102)と述べ、「公的責任が少し曖昧になっている」(p.102)とも指摘している。

このように、「第一義的責任」は、子どもに関する日本の政策のなかでは、子どもについての責任を専ら親に負わせようとするような、権利条約第18条の趣旨には反する文脈において用いられることのあった語なのである。そうした語を権利条約第18条の日本語訳に使用することは、果たして適切だったのだろうか。「子どもの権利条約も親の『第一義的責任』を規定している」という言説の妥当性も、問い直される必要があるだろう。

5. おわりに

本稿では、権利条約における親の「第一義的責任」の解釈に関して、権利条約第18条は親の「第一義的責任」に関する国の義務を定めていることをみたうえで、権利条約における親の「第一義的責任」の規定は国等による干渉・介入を排除するためのものとして理解されてきたことを確認した。そして、権利条約における親の「第一義的責任」に言及している近年の言説に関しては、後者の点についての言及が乏しい傾向にあることを指摘した。

また、「第一義的責任」という訳語に関しては、政府訳が定められる前に発表された民間の日本語訳においては「第一義的責任」ではなく「第一次的責任」という訳語が用いられていたこと、「第一義的責任」は「第一次的責任」よりも親の責任を強調する可能性が高いこと、「第一義的責任」という語は親の責任を強調する文脈のなかで用いられた経過があることなどを示した。親の責任を強調する意図が政府訳の背景にあった可能性も、否定はできない。

これらの検討から示されたのは、「権利条約も親の『第一義的責任』を規定している」ということを議論の前提にして、親の「第一義的責任」に関する国の義務の位置づけばかりに着目することの危

険性である。日本の政策における親の「第一義的責任」と権利条約における親の「第一義的責任」の関係をとらえるうえでは、「第一義的責任」そのものが意味するところの差異が確認されなければならない。また、権利条約の日本語訳に関しては、「第一義的責任」という訳語の使用が親の責任の強調につながる可能性に目を向ける必要がある。

権利条約における親の「第一義的責任」は、日本の政策における親の「第一義的責任」が親の責任を強調するものであるのとは異なり、親の「第一義的責任」に関する国の義務をともしなうことを特徴とするものであると同時に、国等の干渉・介入を排除するという趣旨をもつものである。そのことをふまえて、「第一義的責任」という語の使用のあり方も検討されなければならない。

なお、本稿では、権利条約第 18 条の「the primary responsibility」をめぐる日本国外の議論を検討することができなかった。また、「the primary responsibility」の日本語訳をめぐる経過を詳細に明らかにすることもできなかった。それらは、今後の課題である。

注

- 1) 本稿では、「父母その他の保護者」を意味するものとして、「親」という語を用いる。
- 2) 石原（2017）は、日本の政策における親の「第一義的責任」について、「多くの法律で使われている言葉でありながら、その意味については、何の定義もされていません」（p.52）と指摘している。
- 3) 荒牧ら（1990）は、「第一義的責任」ではなく「第一次的責任」という訳語を用いている。
- 4) 『季刊教育法』第 79 号（1990 年）に掲載されたものを参照した。なお、国際教育法研究会訳を使用して権利条約の逐条解説を行っている永井ら（2000）は、国際教育法研究会訳について、「国際教育法研究会訳がベストというわけではありませんが、同訳は制定過程から条約の研究をしていた研究者による信頼すべき訳であり、また最初の翻訳でもあって、多くの方が親しんでいるので、同研究会の訳を使っています」（p.29）と述べている。
- 5) 『教育小六法』（学陽書房、1991 年版）に掲載されたものを参照した。
- 6) 『月刊福祉』1990 年 3 月号に掲載されたものを参照した。
- 7) 『自由と正義』42 卷 2 号（1991 年）に掲載されたものを参照した。
- 8) 荒牧（1992）は、「子どもの最善の利益の確保という条約の基本概念を定めた 3 条において、primary を『主として』と訳しわけることとはこの理念を十分反映した訳出とはいえない」（p.25）と述べている。また、川口・丹羽（1994）も、第 3 条の「a primary consideration」について、「公定訳では『主として考慮される』となっている。しかし、明らかにもっとも重要な考慮事項という意味であり、『第一次的』と訳出されるべきところである。」（p.79）と述べている。

参考文献

- 荒牧重人（1992）『『子どもの権利条約』政府訳の問題点』『教育評論』542 号，pp.20-25
- 荒牧重人・許斐有・広沢明・寺脇隆夫（1990）「逐条解説・子どもの権利条約」永井憲一・寺脇隆夫編『解説・子どもの権利条約』日本評論社，pp.20-23

- 古川考順（1969）「親の児童養育責任と児童福祉」『熊本短大論集』第 38 号, pp.1-44
- 後藤博子・西川京子・萩生田光一（2006）「親は人生最初の教師, 家庭は教育の原点—地域の中で『家庭教育』と『幼児教育』をいかに支援するか」教育基本法改正促進委員会・起草委員会編『教育激変—新教育基本法案がめざす「家庭」「学校」「日本」の 10 年後』明成社, pp.87-120
- 広井多鶴子（2019）「親の『第一義的責任』論の戦後政策史—国家と家庭の関係はどう変わってきたか」『日本教育法学会年報』第 48 号, pp.119-127
- 井上恵美子（2018）「家庭教育支援法のねらいと問題点」『人間と教育』No.98, pp.36-43
- 石原剛志（2017）「2016 年改正児童福祉法と子どもの権利条約—子どもを権利主体ととらえる意義と見えてきた課題」日本子どもを守る会編『子ども白書 2017』本の泉社, pp.49-53
- 石川稔（1995）「児童の権利の擁護のしくみ—子・親・国の三者関係」石川稔・森田明編『児童の権利条約—その内容・課題と対応』一粒社, pp.124-132
- 垣内国光（2018）「なぜ, 子育ての第一義的責任が強調される?—教育基本法改正, 少子化対策基本法, 児童福祉法改正, 家庭教育支援法案を貫くもの」医療・福祉問題研究会編『医療・福祉と人権—地域からの発信』旬報社, pp.135-151
- 川口彰義・丹羽徹（1994）『『子どもの権利条約』と訳語問題』『教育』No.578, pp.76-80
- 木村涼子（2017）『家庭教育は誰のもの?—家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波ブックレット
- 許斐有（1991a）「子どもの権利条約と国内法制—児童福祉研究の課題」『日本教育法学会年報』20 号, pp.165-174
- 許斐有（1991b）「子どもの権利条約と児童福祉の課題—子どもの権利を保障する親の責任と国の責任」『社会問題研究』第 41 巻第 1・2 合併号, pp.191-204
- 許斐有（2001）『子どもの権利と児童福祉法—社会的子育てシステムを考える（増補版）』信山社
- 増山均（1991）『『子どもの権利条約』と日本の子ども・子育て』部落問題研究所
- 増山均（2018）「家族・家庭のあり方と子育て力の創造」日本子どもを守る会編『子ども白書 2018』本の泉社, pp.104-106
- 松浦崇（2013）「子どもの最善の利益を保障するためのつながりを—福祉の視点から, 保護者支援の新たなカタチを探る」『季刊保育問題研究』262 号, pp.18-25
- 望月彰（2018）「子育て支援・家庭教育政策の動向と親の『第一義的責任』」日本子どもを守る会編『子ども白書 2018』本の泉社, pp.108-109
- 永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人・荒牧重人編（2000）『[新解説] 子どもの権利条約』日本評論社
- 中村恵（1995）「親の養育責任と国の援助義務」石川稔・森田明編『児童の権利条約—その内容・課題と対応』一粒社, pp.257-266
- 二宮周平（2017）「家庭教育支援法について」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの』青弓社, pp.25-56
- 佐藤一子（2006）「教育基本法改正案と社会教育」教育学関連 15 学会共同公開シンポジウム準備委員会編『教育基本法改正案を問う—日本の教育はどうなる』学文社, pp.45-65
- 田畑茂二郎・竹本正幸・松井芳郎・薬師寺公夫編（1990）『国際人権条約・宣言集』東信堂
- 高田正巳（1951）『児童福祉法の解説と運用』時事通信社
- 鶴田敦子（2018）「新学習指導要領と密接な関係にある家庭教育支援法案」『人間と教育』No.98, pp.44-51

打越さく良 (2018)「家庭教育支援法の何が問題なのか？—24 条を踏みにじる国家介入」中里見博ら『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法 24 条と 9 条』大月書店, pp.45-74

藪本知二 (1990)「子どもの権利条約における子どもの養育システム」『季刊教育法』第 80 号, pp.115-120